

## 令和5年度決算に係る財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

### 1 指摘事項

指摘内容	講じた措置
<p><b>公益財団法人鳥取県国際交流財団</b>                      (所管課：輝く鳥取創造本部観光交流局交流推進課)                      機関紙「とっとり国際通信」発行業務委託契約について、予定価格を上回る金額で契約していた。</p>	<p>担当者及び上司の関係規程の認識不足によるものである。                      令和7年1月29日に、事務局長が、財団職員へのメールにより、予定価格の範囲内で契約を行うこと、見積価格が予定価格を上回った場合は、改めて予定価格の範囲内となる相手方を選定しなければならないこと等、会計の規程の順守について周知徹底した。</p>
<p><b>一般財団法人因幡街道ふるさと振興財団</b>                      (所管課：輝く鳥取創造本部観光交流局交流推進課)                      会計に関する事務の決裁及び命令等について、代表理事が行うこととされているにもかかわらず、会計責任者である事務局長が行っていた。</p>	<p>事務局職員の関係規程の認識不足により、会計に関する事務の決裁・命令は、事務局長が行うものと誤認していたことによる。                      令和6年9月26日に事務局内で会計の規程を改めて確認、職員に徹底し、代表理事の決裁により処理することとした。</p>
<p><b>一般財団法人因幡街道ふるさと振興財団</b>                      (所管課：輝く鳥取創造本部観光交流局交流推進課)                      10万円を超えるすべての契約について、一連の契約事務手続が行われていなかった。</p>	<p>事務局職員の関係規程の認識不足により、契約事務手続きが漏れていた電気設備保守点検業務及び消防設備保守点検業務は、専門的な業務であり、継続して当団体との契約履行実績があったことから、契約事務手続きは不要であると判断したことによる。                      令和6年9月26日に事務局内で会計の規程を改めて確認、職員に徹底し、代表理事の決裁により処理することとした。</p>
<p><b>公益財団法人鳥取県スポーツ協会</b>                      (所管課：地域社会振興部スポーツ振興局スポーツ課)                      鳥取県スポーツ協会競技力向上対策事業費補助金(6件)について、遡って交付決定をしていた。</p>	<p>令和5年4月1日(土)及び2日(日)が週休日であったことから、4月1日(土)からの事業実施には、4月3日以降の早い時期に4月1日に遡った交付決定を行う必要があるものと誤認していたものである。                      指摘された後(10月下旬)に事務局長から担当者に処務規程、財務規程を読み返すとともに、両規程を遵守し、正しい処理方法を行うよう指示があった。また、競技団体が申請時に提出する書類を簡素化し、申請し易くすることで、申請の時期を早め、必要な時期までに交付決定の申請、決裁ができるようにした。</p>
<p><b>一般財団法人鳥取県水泳連盟・公益財団法人鳥取県スポーツ協会共同企業体 東山水泳場</b>                      (所管課：地域社会振興部スポーツ振興局スポーツ課)                      水を抜いたプールの清掃について、協定書に定める年2回の水抜き清掃を1回しか行っていなかった。</p>	<p>自主事業である水泳教室を年間48回確保できないこと、また、25メートルプールの漏水が毎日50立方メートルほどあり、一月にプールの水が入れ替わっていることにより、安易に年一回の水抜き作業にしていた。                      ・「遊泳用プールの衛生基準(平成19年5月28日厚生労働省通知)」では、通年利用するプールにおいては、必要に応じて水抜き清掃を行うこととされている。                      ・水質は利用者の満足度に影響するものであり、水質維持には定期的な清掃が必要であることから、利用者の満足度を低下させないためにも年2回の清掃を実施する。                      ・清掃の間隔は、半年程度に1回をベースに、屋</p>

## 令和5年度決算に係る財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

指摘内容	講じた措置
	<p>外プールを解放している6月から8月、年末年始の休館日、プールの修繕に伴う休館期間等も考慮の上、できる限り利用者に影響を与えない時期を中心に実施することとし、前年度中にスケジュールを組むこととする。</p>
<p><b>社会福祉法人慶愛会</b>                      (所管課：福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課)                      社会福祉法人慶愛会軽費老人ホームやすらぎの里あおい改修工事業務契約について、契約締結に係る決裁を受けていなかった。</p>	<p>社会福祉法人慶愛会経理規程第70条に、「契約は、理事長又はその委任を受けた者（以下「契約担当者」という。）でなければこれをすることができない。」とあるが、稟議書により契約担当者である施設長の決裁を受けていなかった。事務担当者及び上司の経理規程の認識不足が原因である。</p> <p>事務監査後、直ちに施設職員で経理規程の再確認を行い、契約締結時の手続を再確認した。</p> <p>併せて、再発防止策として、契約等の伺いは複数の職員で確認することとした。</p>
<p><b>公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団</b>                      (所管課：農林水産部森林・林業振興局林政企画課)                      作業システム実践力向上研修「高性能林業機械メンテナンス研修」機械使用料に係る契約について、契約書を作成していなかった。</p>	<p>財団の契約規程では、100万円以上の事業を行う場合、相手方と契約書を取り交わすことと規定しているが、請書で代用可能と担当者及び上司が誤認しており、契約書ではなく請書を作成していたものであった。</p> <p>令和6年11月25日の財団幹部会において、常務理事より監査指摘の内容について説明を行い、請書と契約書の違いや100万円以上の事業を行う場合は契約書を締結するように合意形成を図った。</p> <p>併せて、会計事務及び契約事務等については、規程に即して処理するよう改めて注意喚起した。</p> <p>その後、幹部職員より各職員に対しても指導した。</p>
<p><b>一般財団法人鳥取県観光事業団 鳥取二十世紀梨記念館</b>                      (所管課：農林水産部農業振興局生産振興課)                      協定書に定める梨記念館の運営に係る連絡協議会（仮称）を設置していなかった。</p>	<p>財団の担当者及び上司の協定内容の確認不足並びに所管課との連携不足によるものである。</p> <p>生産振興課から速やかに協議会を設置するよう指導を行い、令和6年12月21日に協議会を設置し、令和7年3月13日に「令和6年度鳥取二十世紀梨記念館の運営を考える会」を開催した。</p> <p>協定に基づき毎年度実施し、生産振興課において、実施状況を確認する。</p>
<p><b>一般社団法人大山観光局 大山自然歴史館</b>                      (所管課：西部総合事務所環境建築局)                      県所管課は、県作成の刊行物の販売代金を指定管理者の収入とすることを容認していた。</p>	<p>当該刊行物は、平成24年度の指定管理導入時に、鳥取県から（一社）大山観光局へ無償譲渡手続きを行ったものと双方が認識していたが、書類の保存期間が経過し、無償譲渡を行った証左を確認できる書類の提出ができなかったものである。</p> <p>無償譲渡後の刊行物の取扱いについて、明確に定められていなかった。</p> <p>譲渡後の刊行物の扱いは（一社）大山観光局が判断すべきことであるが、誤解を与えるおそれがあるため、鳥取県と（一社）大山観光局間で、次の内容の覚書を締結して、当該刊行物の取扱いを明確にした。</p> <p>(内容)                      ・当該刊行物は指定管理導入時に県から（一社）</p>

令和5年度決算に係る財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

指摘内容	講じた措置
	<p>大山観光局へ譲渡したものであることを再確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後（一社）大山観光局は当該刊行物の販売を行わないこと。</li> <li>・当該刊行物は大山自然歴史館のイベント参加者等へ無償配布し、大山の魅力の周知など有効に活用すること。</li> </ul>

令和5年度決算に係る財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

2 監査意見

意見内容	講じた措置
<p><b>1 指定管理業務に対するモニタリングの強化について</b>  <b>(1) 内部統制に対するモニタリングの強化について</b>                      総務部（所管課：行政体制整備局行財政改革推進課）</p> <p>県は、指定管理点検要領を定め、指定管理者に対して毎年度の実地検査を行っているが、この度の財政的援助団体等監査において、内部統制が十分に機能していないものや協定書で定めた指定管理者の遵守事項が守られていないものが散見された。</p> <p><b>ついては、不適切事案の再発防止策と併せて指定管理者の指定管理業務に係る内部統制について改めて点検するよう各指定管理施設所管課に指導されたい。</b></p> <p><b>また、協定内容の遵守を徹底するとともに、実情に沿わず形骸化しているものがあれば、協定内容を見直すよう各指定管理施設所管課に指導されたい。</b></p>	<p>指定管理者による管理業務については、法令、条例、協定書（仕様書）等によって施設の維持管理運営に関する業務や要求水準等を定め履行することは当然であり、県は、施設の設置者として指定管理点検要領に基づき、毎月の業務報告書等により履行状況を確認するほか、毎年度実地検査等により適切に点検し、履行がされていない場合には必要な指示を行うこととしているが、指定管理者や施設所管課の認識が不足していたため、指摘のような状況が発生したと考えられる。</p> <p>(1) 協定書（仕様書）に定める業務の変更（実施回数・規模等が下回る等の場合等）の取扱いについて、改めて施設所管課に通知した（令和7年2月27日）。</p> <p>(2) 毎年度の実地検査の前に協定書（仕様書）の内容を確認し、点検項目に漏れがないか改めて確認するよう、施設所管課に通知した（令和7年2月27日）。</p> <p>(3) 指定管理者及び施設所管課の意識を向上させ、確実な点検につなげるため、「協定書（仕様書）の遵守」の確認について点検要領の「指定管理業務点検・評価シート」を一部改正し、令和7年3月21日に施設所管課に通知した。</p>
<p><b>1 指定管理業務に対するモニタリングの強化について</b>  <b>(2) 運営に対するモニタリングの強化について</b>                      地域社会振興部（所管課：スポーツ振興局スポーツ課）                      生活環境部（所管課：くらしの安心局まちづくり課）                      農林水産部（所管課：農業振興局生産振興課）</p> <p>・監査対象：公益財団法人鳥取県スポーツ協会（出資、指定管理者、補助金等）                      （指定管理施設：鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール、布勢総合運動公園）                      一般財団法人鳥取県水泳連盟・公益財団法人鳥取県スポーツ協会共同企業体（指定管理者）                      （指定管理施設：東山水泳場）                      一般財団法人鳥取県観光事業団・株式会社チュウブ共同企業体（指定管理者）                      （指定管理施設：東郷湖羽合臨海公園（引地地区を除く。））                      一般財団法人鳥取県観光事業団（指</p>	<p><b>【地域社会振興部】</b></p> <p>スポーツ課所管の体育施設は、昭和60年のわかとり国体に合わせて建設された施設が多く、市町村管理施設と比較すると、観客席や付帯設備（更衣室、シャワー室等）も整備されているため、大規模大会も開催できる施設となっている。</p> <p>また、施設の改築・修繕等に当たっては大規模大会の開催予定や各施設の中長期保全計画に基づき、指定管理者の意見も聞き取り、優先順位等を調整しながら施設・設備等の改修等を計画的に実施している。</p> <p>設備更新や修繕等を行っているが、築40年以上の施設も多いため、建物の屋根・床等の躯体の全面修繕等も必要となり、それらに係る費用も嵩んでいる。このため、施設自体の廃止や長寿命化等のための大規模改修のほか、市町村の有する関連施設等との統廃合など、今後の在り方を検討していく必要がある。</p> <p>今後10年程度に開催される大規模大会等の状況、施設利用状況及び利用者（一般及び競技団体）のニーズ等を踏まえ、県庁関係課、隣接市町村の関係者と施設の在り方について検討を行うため、次期指定管理の募集期間（令和10年度）が始まるまでに、在り方等の方向性が出せるよ</p>

令和5年度決算に係る財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

意見内容	講じた措置
<p>定管理者、補助金等) (指定管理施設：東郷湖羽合臨海公園(引地地区に限る。)、鳥取二十世紀梨記念館)</p> <p>スポーツ関係施設においては、開催が見込まれる全国規模の大会に対応した施設機能のあり方や近隣の市町村や民間施設との役割分担を明確化する必要があると思われる。</p> <p>また、あやめ池スポーツセンターや布勢総合運動公園は、所管がスポーツ振興局でないスポーツ関係施設であり、燕趙園や鳥取二十世紀梨記念館は、所管が観光交流局でない観光関係施設である。</p> <p>人口減少社会を迎え、指定管理施設の設置時と社会情勢が大きく異なっていることから、県の施策を反映するためには、スポーツ振興局や観光交流局が指定管理施設の運営に一層関わっていく必要があると思われる。</p> <p><b>ついては、指定管理施設の運営に対するモニタリングを強化し、施設の現状を十分に把握することにより、効果的な施設改修や県施策との連携を進めるとともに、時代に応じた施設のあり方も点検されたい。</b></p>	<p>う事務レベルでの検討をはじめている。</p> <p><b>【生活環境部】</b></p> <p>■布勢総合運動公園 県民のスポーツ・レクリエーション活動の振興を図る拠点施設として、高度な機能を有しており、指定管理者とも連携して管理運営を行っている。</p> <p>県立都市公園として役割がある一方でスポーツ関係施設としての機能を有していることから、県のスポーツ施策と連携した効果的な運営を図っていく必要がある。</p> <p>スポーツ振興局とはこれまでも大規模な大会開催時等で施設機能を増進するための設備の整備、施設改修について適宜情報共有、連携等を行っている。また、指定管理者の選定及び運営状況の評価に当たってはスポーツ分野の有識者にも意見を伺うなどしているところである。引き続き施設の運営に県のスポーツ施策を反映し、施設の機能を十分に発揮するよう、施設に関する協議・情報の共有など、部局間の一層の連携強化を図る。</p> <p>スポーツ振興局に施設の運営状況を情報共有するとともに、運営状況について随時意見を求めるなど連携強化により、施設の運営にスポーツ施策を反映する。</p> <p>■あやめ池スポーツセンター 旧東郷町の要望も受け整備した施設であり、指定管理者と連携して管理運営を行っている。令和5年7月には東郷湖羽合臨海公園パークビジョンを策定し、社会情勢の変化を踏まえた公園の目指す姿、それに向けた取組方針等を定めた。</p> <p>県立都市公園として管理運営されている一方でスポーツ関係施設としての機能を有していることから、県のスポーツ施策と連携した効果的な運営を図っていく必要がある。</p> <p>地域住民を中心にスポーツ・レクリエーション施設として活用されており、スポーツ振興局とは、これまでも施設機能を増進するための設備の整備など、適宜情報共有、連携等を行っている。指定管理者の選定及び運営状況の評価に当たってはスポーツ分野の有識者にも意見を伺うなどしているところである。引き続き施設の運営に県のスポーツ施策を反映し、施設の機能を十分に発揮するよう、施設に関する協議・情報の共有など、部局間の一層の連携強化を図る。</p> <p>スポーツ振興局に施設の運営状況を情報共有</p>

令和5年度決算に係る財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

意見内容	講じた措置
	<p>するとともに、運営状況について随時意見を求める等により、施設の運営にスポーツ施策を反映する。</p> <p>■燕趙園 中国河北省の友好提携5周年を記念した交流のシンボルとして整備された観光施設であり、指定管理者と連携して管理運営を行っている。東郷湖羽合臨海公園パークビジョンに基づき、燕趙園の今後の運営方法を検討するため令和6・7年度に入園料無料化の試行実施を行っている。</p> <p>県立都市公園として管理運営されている一方で、中部管内の観光関係施設としての機能を有していることから、県の観光施策と連携した効果的な運営を図っていく必要がある。</p> <p>観光交流局とは、これまでも観光・交流分野での連携・協力など、適宜情報共有、連携等を図っている。観光交流局長が（一財）鳥取県観光事業団の評議員として法人運営を監督しており、また指定管理者の選定及び運営状況の評価に当たっては観光分野の有識者にも意見を伺うなどしているところである。引き続き施設の運営に県の観光施策を反映し、施設の機能を十分に発揮するよう、施設に関する協議・情報の共有など、部局間の一層の連携強化を図る。</p> <p>観光交流局に施設の運営状況を情報共有するとともに、指定管理者の運営状況について随時意見を求める等のほか、引き続き評議員として県の観光施策に基づき監督することで、施設の運営に観光施策を反映する。</p> <p>【農林水産部】</p> <p>■鳥取二十世紀梨記念館 鳥取二十世紀梨記念館は、観光施設という側面もあるが、県の特産物である二十世紀梨に関する産業、歴史及び文化への県民の理解を深めるとともに、果樹振興に資することを目的としている。</p> <p>運営などについては、年度当初の事業計画書や月々の月例報告書を確認しながら、随時、指導・意見交流を実施しているところであるが、農業振興局である所管課においては、観光振興の側面において、ノウハウが乏しい部分がある。</p> <p>観光交流局と情報を共有し、観光面での意見・助言を行うほか、観光交流局が引き続き評議員として県の観光施策に基づき監督することで、施設の運営に観光施策を反映させていく。</p>
2 民間の創意工夫が発揮できる環境整備	とっとり出合いの森では、自然観察会や体験会

令和5年度決算に係る財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

意見内容	講じた措置
<p><b>について</b></p> <p>農林水産部（所管課：森林・林業振興局林政企画課）</p> <p>・監査対象：株式会社谷尾樹楽園（指定管理者） （指定管理施設：とっとり出合いの森）</p> <p>指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とするものである。</p> <p>指定管理施設の管理に民間の創意工夫を發揮していくには、各指定管理者が持つノウハウを可能な範囲で共有することも有用であると考えられる。</p> <p>この度の財政的援助団体等監査において、とっとり出合いの森の指定管理者から、指定管理者が抱える課題について、他の指定管理者がどのように対応しているか情報交換をしたいとの意見を伺っている。</p> <p>また、二十一世紀の森においては、SNSの活用や口コミの広がりにより、令和5年度の利用者数が令和元年度の3倍を超える利用者数となる成果をあげており、こうした好事例を他の指定管理施設に紹介することにより、効果を波及させることができると考えられる。</p> <p><b>ついては、例えば、指定管理者間の情報交換の場などにより、民間の創意工夫がより発揮できる環境を整えられたい。</b></p>	<p>等を通じて、県民に森林や木に親しむ機会や憩いの場を提供している。</p> <p>森林公園であることから、野外活動に適さない悪天候の日、真夏や真冬の利用者が少ない。近年の気候変動により、野外活動に適した日が少なく、利用者数は伸び悩んでいるため、そのような気候下でも利用してもらえるような工夫が必要。</p> <p>類似する指定管理施設等との情報交換を行い、優良事例を参考にサービスの向上を図るとともに、近年、利用者数が急増している二十一世紀の森と情報交換を行い、優良事例を取り入れていく。</p>
<p><b>3 利用者目線の施設整備について</b></p> <p>総務部（所管課：営繕課） 地域社会振興部（所管課：スポーツ振興局スポーツ課）</p> <p>・監査対象：一般財団法人鳥取県水泳連盟・公益財団法人鳥取県スポーツ協会共同企業体（指定管理者） （指定管理施設：東山水泳場）</p> <p>県が整備した東山水泳場のハートフル駐車場については、駐車場屋根の柱脚基礎が柱の保護を目的とし縦横に大きく嵩上げされていることから、駐車の際に柱脚基礎に車を接触された利用者もあり、停めづらいという声もあると伺っている。</p> <p>当該駐車場は、鳥取県福祉のまちづくり</p>	<p><b>【総務部・地域社会振興部】</b></p> <p>県有施設の整備に当たっては、安心・安全に配慮しながら施設管理者や施設所管課からの要望等を聞き取り、それらを反映するよう取り組んでいる。</p> <p>今回のハートフル駐車場に関しては、構造がアルミ製既製品であったため、車の接触による損壊を考慮して柱脚部にコンクリート基礎を設けていた。しかし、この柱脚部のコンクリート基礎は運転席から死角となる位置であったために車の接触事故が発生した。</p> <p>更に駐車場前方に屋根付き通路を設置したことにより、結果として駐車場前方に柱が出てくることとなった。</p> <p>設計及び工事实施において施設管理者等への確</p>

令和5年度決算に係る財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

意見内容	講じた措置
<p>施設整備マニュアルの基準は満たしているものの、だれもが安心して駐車できるスペースとは言い難い。</p> <p>については、ハートフル駐車場など特に利用者への配慮を要する施設を整備するに当たっては、利用者の目線に沿ってその利便性に充分配慮した設計を行うよう努められたい。</p> <p>また、施設の整備後においても指定管理者から利用者の意見を聞き、今後の設計に活用されるよう努められたい。</p>	<p>認が十分できておらず、利便性についての検討が不十分であった。</p> <p>死角となる柱脚コンクリート基礎上部にポールを設置することで運転席からコンクリート基礎の位置を視認できるように対応済。</p> <p>また、この度の事例などを営繕関係職員へ周知を行い、再発防止に努める。</p> <p>設計及び工事実施の各段階においては、施設管理者との十分なコミュニケーションを図り、利用者の視点に立った施設整備に取り組む。</p> <p>また、施設整備後においても、指定管理者からの意見を積極的に聴取し対応するとともに、営繕担当職員間で情報共有の上、今後の設計に反映させていく。</p>
<p><b>4 県としての出資団体への関わり方について</b></p> <p>輝く鳥取創造本部（所管課：とっとり暮らし推進局人口減少社会対策課、観光交流局交流推進課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監査対象：公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構（出資、補助金等）</li> </ul> <p>公益財団法人鳥取県国際交流財団（出資、補助金等）</p> <p>公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構は、近年の低金利の影響により資産運用益が減少し、収入の約8割を国県の委託事業収入が占めている。その結果、保有する地域雇用環境整備基金を取り崩して運営経費に補填した結果、16億円あった基金残高が半減している。</p> <p>公益財団法人鳥取県国際交流財団においても、基本財産約6億円、山陰・夢みなと博覧会記念基金約5億円の運用資産を保有しているが、その運用状況が厳しく、収入の約8割を県の委託事業収入や補助事業収入が占めている状況である。</p> <p>一方で、政府主導で物価高を上回る所得増が論じられる中、県の委託事業収入や補助事業収入を主たる財源としているため、職員の処遇に苦慮する声も伺っている。</p> <p>については、当該団体の今後の運営に対する県としての関わり方を検討されたい。</p>	<p>■公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構</p> <p>（公財）ふるさと鳥取県定住機構（以下「機構」という。）は、地域の雇用環境の整備・改善や移住定住の促進等を推進するため、国、県からの委託料収入及び地域雇用環境整備基金を活用し、事業実施、財団運営を行っている。</p> <p>機構は、自主財源に乏しく、職員の人件費等の経常経費の財源は、大半を地域雇用環境整備基金の取り崩しで行っているため、基金残高が年々減少している。</p> <p>機構が持続的に運営を行っていくため、県としても機構と連携し、組織の効率的、効果的な体制の構築や移住定住、地域の雇用を促進するための新たな業務を受託するなど、適宜、見直し等を行いながら、必要に応じ県職員の派遣や予算措置を行い、適切な運営に取り組んでいく。</p> <p>■公益財団法人鳥取県国際交流財団</p> <p>公益財団法人鳥取県国際交流財団においては、県からの補助収入や委託料収入のほか、自主財源として令和2年度以降山陰・夢みなと博覧会記念基金を取り崩して運営費を補填している。</p> <p>低金利により資産運用益収入が落ち込む一方、増加傾向にある県内在住外国人への生活支援など、財団の担う役割の増加に加え、専門性の高い職員の給料体系の見直し等により支出は増加傾向にある。</p> <p>財団において、定期預金の一部をより利回りのよい国債等の債券へ切り替えるなど効果的な資産運用を進めている。</p> <p>職員の処遇についても、令和6年度予算以降、鳥取県職員に準じた給与体系に基づき予算措置しているところ。</p> <p>より利率の高い運用を財団に促すとともに、県としても、必要となる経費を精査しつつ、多文化</p>

令和5年度決算に係る財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

意見内容	講じた措置
	共生の環境整備等の施策を担う財団運営が滞らないよう予算措置を継続する。 併せて、持続可能な組織運営を目指した自主財源確保の手法についても検討を促す。